

2020年3月3日



新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者対策を講じます (セーフティネット保証 5号の追加指定)

経済産業省は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、同感染症の影響を受ける業種に属する中小企業者の業況が悪化していることを踏まえ、中小企業者の資金繰り支援措置として、セーフティネット保証 5号の対象業種の追加指定を行うことを決定しました。この措置により、一般保証と別枠の保証が利用可能となります。

セーフティネット保証 5号について、新型コロナウイルス感染症により特に重大な影響が生じている宿泊業や飲食業など 40 業種を緊急的に追加指定します。

※ 売上高等が減少している中小企業・小規模事業者の資金繰り支援措置として、信用保証協会が一般保証とは別枠で融資額の 80%を保証する制度です(別紙1参照)。

また、今回の新型コロナウイルス感染症による影響の重大性に鑑み、認定に当たっての基準について、新型コロナウイルス感染症の影響が顕在化している 2 月以降で、直近 3 ヶ月の売上高が算出可能となるまでの間は、直近 1 ヶ月の売上高等とその後の 2 ヶ月間の売上高等を含む 3 ヶ月間の売上高等の減少でも可能とする時限的な運用緩和を行います。

【追加指定業種】 40 業種

旅館・ホテル、食堂、レストラン、フィットネスクラブなど 40 業種。

詳細は別紙 2 をご覧ください。

※現在の指定業種は別紙 3 (セーフティネット保証 5号の指定業種 (令和 2 年 1 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日)) をご覧ください。

3 月 6 日に官報にて業種の追加指定を告示する予定ですが、本日から先行して各信用保証協会においてセーフティネット保証 5号の事前相談を開始します。各信用保証協会の連絡先につきましては、こちらをご覧ください (<http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html>)。

なお、セーフティネット保証 5号の利用には、売上高等の減少について市区町村長の認定が必要となります(お近くの市区町村にお問い合わせください)。

別紙 1:セーフティネット保証 5 号の概要

別紙 2:セーフティネット保証 5 号の追加業種(令和 2 年 3 月 6 日～令和 2 年 3 月 31 日)

別紙 3:セーフティネット保証 5 号の指定業種(令和 2 年 1 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日)

本件のお問い合わせについては、お近くの地方経済産業局にご連絡ください。

各地方経済産業局	電話番号
北海道経済産業局 中小企業課	011-709-3140
東北経済産業局 中小企業課	022-221-4922
関東経済産業局 中小企業金融課	048-600-0425
中部経済産業局 中小企業課	052-951-2748
近畿経済産業局 中小企業課	06-6966-6023
中国経済産業局 中小企業課	082-224-5661
四国経済産業局 中小企業課	087-811-8529
九州経済産業局 中小企業金融室	092-482-5448
沖縄経済産業部 中小企業課	098-866-1755
中小企業庁 金融課	03-3501-2876

(本発表資料のお問い合わせ先)

中小企業庁 事業環境部 金融課長 貴田

担当者: 高橋、小野

電 話: 03-3501-1511(内線 5271～5)

03-3501-2876(直通)

03-3501-6861(FAX)

セーフティネット保証5号の概要

1. 制度概要

○全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行う制度。

(参考；信用保険法第2条第5項第5号)

その業種に属する事業について主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少その他経済産業大臣が定める事由が生じていることにより当該事業を行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として経済産業大臣が指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

2. 対象中小企業者

①指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少。

※時限的な運用緩和として、2月以降直近3ヶ月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3ヶ月間の売上高等の減少でも可。

例) 2月の売上高実績 + 3月、4月の売上高見込み

②指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

3. 内容 (保証条件)

①対象資金：経営安定資金

②保証割合：80%保証

③保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円 →

※セーフティネット保証4号とは併用可だが、同じ枠になる

【一般保証限度額】
2億8,000万円以内

+

【別枠保証限度額】
2億8,000万円以内

セーフティネット保証5号の指定業種の追加

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

指定期間: 令和2年3月6日～令和2年3月31日

※1: この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)において分類された業種区分によるものとする。
※2: 指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	日本標準産業分類 (平成25年10月改定)細 分類番号	指定業種名
1	0996	そう(惣)菜製造業
2	0997	すし・弁当・調理パン製造業
3	4899	他に分類されない運輸に附帯するサービス業
4	5895	料理品小売業
5	6099	他に分類されないその他の小売業
6	7511	旅館, ホテル
7	7521	簡易宿所
8	7592	リゾートクラブ
9	7599	他に分類されない宿泊業
10	7611	食堂, レストラン(専門料理店を除く)
11	7621	日本料理店
12	7622	料亭
13	7623	中華料理店
14	7624	ラーメン店
15	7625	焼肉店
16	7629	その他の専門料理店
17	7631	そば・うどん店
18	7641	すし店
19	7651	酒場, ビヤホール
20	7661	バー, キャバレー, ナイトクラブ
21	7671	喫茶店
22	7691	ハンバーガー店
23	7692	お好み焼・焼きそば・たこ焼店
24	7699	他に分類されない飲食店
25	7711	持ち帰り飲食サービス業
26	7721	配達飲食サービス業
27	7892	エステティック業
28	7893	リラクゼーション業(手技を用いるもの)
29	7912	旅行業者代理業
30	8021	劇場
31	8022	興行場
32	8023	劇団
33	8024	楽団、舞踏団
34	8025	演芸・スポーツ等興行団
35	8045	ボウリング場
36	8048	フィットネスクラブ
37	8052	遊園地(テーマパークを除く)
38	8053	テーマパーク
39	8091	ダンスホール
40	8231	学習塾

セーフティネット保証5号の指定業種

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

指定期間: 令和2年1月1日～令和2年3月31日

※1: この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)において分類された業種区分によるものとする。
 ※2: 指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	日本標準産業分類 (平成25年10月改定) 細分類番号	指定業種名
1	0113	野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)(製造加工設備を有するもやし栽培農業、作業所内において工場的生産設備(最小限温度又は湿度調節装置及び育成管理室を有することが必要。以下同じ。)をもって生産及び卸売する菌床栽培方式のきのこ栽培農業、並びに作業所内において工場的生産設備をもって生産及び卸売する苗床栽培方式のかいわれ大根栽培農業に限る。)
2	0541	花こう岩・同類似岩石採石業
3	0544	大理石採石業
4	0545	ぎょう灰岩採石業
5	0547	粘板岩採石業
6	0548	砂・砂利・玉石採取業
7	0556	天然けい砂鉱業
8	0557	石灰石鉱業
9	0594	滑石鉱業
10	0599	他に分類されない鉱業
11	0742	れんが工事業
12	0743	タイル工事業
13	0744	コンクリートブロック工事業
14	0761	金属製屋根工事業
15	0771	塗装工事業(道路標示・区画線工事業を除く)
16	0772	道路標示・区画線工事業
17	0791	ガラス工事業
18	0821	電気通信工事業(有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く)
19	0822	有線テレビジョン放送設備設置工事業
20	0823	信号装置工事業
21	0891	築炉工事業
22	0892	熱絶縁工事業
23	0919	その他の畜産食料品製造業
24	0961	精米・精麦業
25	1022	ビール類製造業
26	1023	清酒製造業
27	1062	単体飼料製造業
28	1111	製糸業
29	1115	化学繊維紡績業
30	1123	毛織物業
31	1131	丸編ニット生地製造業
32	1132	たて編ニット生地製造業
33	1133	横編ニット生地製造業
34	1146	綿状繊維・糸染色整理業
35	1147	ニット・レース染色整理業
36	1148	繊維雑品染色整理業
37	1152	漁網製造業
38	1159	その他の繊維粗製品製造業
39	1164	織物製シャツ製造業(不織布製及びレース製を含み、下着を除く)
40	1172	ニット製下着製造業
41	1173	織物製・ニット製寝着類製造業
42	1174	補整着製造業
43	1181	和装製品製造業(足袋を含む)
44	1182	ネクタイ製造業
45	1189	他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業
46	1192	毛布製造業
47	1291	木材薬品処理業
48	1299	他に分類されない木製品製造業(竹、とうを含む)
49	1321	宗教用具製造業
50	1513	紙以外の印刷業
51	1639	その他の有機化学工業製品製造業
52	1811	プラスチック板・棒製造業
53	1814	プラスチック異形押出製品製造業
54	1842	硬質プラスチック発泡製品製造業
55	1852	廃プラスチック製品製造業
56	1897	他に分類されないプラスチック製品製造業
57	1921	ゴム製履物・同附属品製造業

58	1922	プラスチック製履物・同附属品製造業
59	1931	ゴムベルト製造業
60	1932	ゴムホース製造業
61	1999	他に分類されないゴム製品製造業
62	2011	なめし革製造業
63	2031	革製履物用材料・同附属品製造業
64	2041	革製履物製造業
65	2051	革製手袋製造業
66	2061	かばん製造業
67	2071	袋物製造業(ハンドバッグを除く)
68	2072	ハンドバッグ製造業
69	2081	毛皮製造業
70	2121	セメント製造業
71	2143	陶磁器製置物製造業
72	2331	伸銅品製造業
73	2399	他に分類されない非鉄金属製造業
74	2424	作業工具製造業
75	2469	その他の金属表面処理業
76	2471	くぎ製造業
77	2522	空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業
78	2594	玉軸受・ころ軸受製造業
79	2632	製織機械・編組機械製造業
80	2633	染色整理仕上機械製造業
81	2635	縫製機械製造業
82	2641	食品機械・同装置製造業
83	2651	鑄造装置製造業
84	2663	金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業(機械工具、金型を除く)
85	2664	機械工具製造業(粉末や金業を除く)
86	2671	半導体製造装置製造業
87	2672	フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
88	2691	金属用金型・同部分品・附属品製造業
89	2693	真空装置・真空機器製造業
90	2737	測量機械器具製造業
91	2752	写真機・映画用機械・同附属品製造業
92	2753	光学機械用レンズ・プリズム製造業
93	2812	光電変換素子製造業
94	2823	コネクタ・スイッチ・リレー製造業
95	2922	内燃機関電装品製造業
96	2941	電球製造業
97	2971	電気計測器製造業(工業計器製造業、医療用計測器製造業などを除く)
98	2972	工業計器製造業
99	3012	携帯電話機・PHS電話機製造業
100	3022	デジタルカメラ製造業
101	3113	自動車部分品・附属品製造業
102	3253	運動用具製造業
103	3271	漆器製造業
104	3289	その他の生活雑貨製品製造業
105	3295	工業用模型製造業
106	4217	索道業
107	4311	一般乗合旅客自動車運送業
108	4321	一般乗用旅客自動車運送業
109	4331	一般貸切旅客自動車運送業
110	4411	一般貨物自動車運送業(特別積合せ貨物運送業を除く)
111	4412	特別積合せ貨物運送業
112	4421	特定貨物自動車運送業
113	4431	貨物軽自動車運送業
114	4441	集配利用運送業
115	4821	利用運送業(集配利用運送業を除く)
116	4831	運送代理店
117	5011	各種商品卸売業(従業者が常時100人以上のもの)
118	5019	その他の各種商品卸売業
119	5123	下着類卸売業
120	5132	靴・履物卸売業
121	5133	かばん・袋物卸売業
122	5139	その他の身の回り品卸売業
123	5214	果実卸売業
124	5219	その他の農畜産物・水産物卸売業

125	5222	酒類卸売業
126	5223	乾物卸売業
127	5312	セメント卸売業
128	5331	石油卸売業
129	5361	空瓶・空缶等空容器卸売業
130	5515	陶磁器・ガラス器卸売業
131	5595	たばこ卸売業
132	5599	他に分類されないその他の卸売業
133	5791	かばん・袋物小売業
134	5792	下着類小売業
135	5851	酒小売業
136	6011	家具小売業
137	6014	宗教用具小売業
138	6031	ドラッグストア
139	6032	医薬品小売業(調剤薬局を除く)
140	6092	たばこ・喫煙具専門小売業
141	6912	土地賃貸業
142	6921	貸家業
143	6922	貸間業
144	6931	駐車場業
145	7092	音楽・映像記録物賃貸業(映画フィルム賃貸業などを除く)
146	7462	商業写真業
147	7911	旅行業(旅行者代理業を除く)
148	8093	遊漁船業
149	8095	カラオケボックス業
150	8096	娯楽に附帯するサービス業(場外車券売場、場外馬券売場、場外舟券売場及び競輪・競馬等予想業を除く)
151	8359	その他の療術業
152	9093	履物修理業

※以上に掲げる業種であっても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「適正化法」という。)第2条第1項第1号から第3号までに規定するものについては、主として食事の提供を行うものに限る。また、以上に掲げる業種であっても、適正化法第2条第1項第4号(マージャンクラブを除く。)及び第5号(ゲームセンター(スロットマシン場を除く。))を除く。)並びに同法第2条第5項に規定する営業は除かれる。